

愛媛県今治庁舎敷地の土壤汚染に関する状況調査等業務仕様書

○ 業務名

愛媛県今治庁舎敷地の土壤汚染に関する状況調査等業務

○ 業務目的

今治庁舎には、今治保健所が入居しており、過去に衛生分野及び環境保全分野における調査、分析業務が長年行われてきた。調査研究に関連して、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく有害物質使用特定施設（洗浄施設）が設置されていたが、平成 20 年 3 月に機能を廃止、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 1 項により土壤汚染状況調査の実施を猶予されていた。

本業務は、事前に実施した地歴調査の結果を基に土壤汚染状況調査を行い、調査報告書を取りまとめることを目的とする。

○ 調査対象地の所在地及び面積

所在地：愛媛県今治市旭町一丁目 4 番地 9

面積：6,612.50 m²

○ 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

○ 準拠基準

次の法令及びガイドライン等に基づいて本業務を実施する。

なお、最新のものを参照すること。

また、業務受託者は土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の登録を受けた者とする。

（1）土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

（2）土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）

（3）土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）

（4）土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）
（令和 4 年環境省水・大気環境局土壤環境課）

（5）土壤汚染状況調査における地歴調査について

（平成 24 年環境大土発第 120817003 号、改正：令和 4 年環境大土発第 2208311 号）

○ 業務内容

本調査は、既往資料である「愛媛県今治庁舎敷地の土壤汚染に関する地歴調査」（以下、「既往地歴」という。）を基に、土壤汚染状況調査を実施するものである。また、本調査は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）」に準じて行う。

なお、調査結果速報は令和 8 年 12 月上旬、土壤汚染対策法第 3 条報告書案については同月下旬にそれぞれ発注者に提出するものとする。調査実施にあたり既往地

歴と実状の相違が確認された場合、調査内容の変更点について発注者等との協議を経るものとする。

(1) 単位区画及び 30m 格子の区分

調査対象地の最も北にある地点を起点とし、それを支点として右回りに格子の線を $133^{\circ} 48' 36''$ 回転させて単位区画を設定する。また、一部の単位区画については、隣接する単位区画との合計面積が 130 m^2 以下、かつ長軸が 20m 以下であることから、ガイドラインに基づき区画を統合する。

(2) 試料採取等区画の選定（試料採取地点及び分析等の数量）

単位区画内に「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」が含まれる単位区画を「全部対象区画」、単位区画内に「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」が含まれる単位区画（全部対象区画を除く。）を一部対象区画とする。全部対象区画については全ての区画を試料採取等区画とし、一部対象区画については 30m 格子ごとに試料採取等区画を選定するものとする。

本調査において想定される試料採取地点及び分析等の数量は表 1、地表以深の深さごとの地点数は表 2 のとおりとする。

表 1 試料採取地点及び分析等の数量

内容	規格・仕様	数量	備考
土壤 ガス 採取	土壤ガス試料採取	55 地点	地表の状態： 裸地 14 地点、アスファルト 25 地点、 コンクリート 1 地点、屋内 15 地点(※) 現状の状況に合わせて簡易復旧する。
土壤 試料 採取	土壤試料採取	63 地点	地表の状態： 裸地 14 地点、アスファルト 33 地点、 コンクリート 1 地点、屋内 15 地点(※) 現状の状況に合わせて簡易復旧する。
分析	クロロエチレン	55 検体	地表 26 検体、地表以深 22 検体 地表 50 検体、地表以深 22 検体 地表 26 検体、地表以深 22 検体 地表 26 検体、地表以深 22 検体 地表 26 検体、地表以深 22 検体 地表 26 検体、地表以深 22 検体 地表 26 検体、地表以深 22 検体 地表 26 検体、地表以深 22 検体 地表 12 検体、地表以深 22 検体
	1, 1-ジクロロエチレン	55 検体	
	1, 2-ジクロロエチレン	55 検体	
	テトラクロロエチレン	55 検体	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	55 検体	
	トリクロロエチレン	55 検体	
	カドミウム及びその化合物	48 検体	
	六価クロム化合物	72 検体	
	シアン化合物	48 検体	
	水銀及びその化合物	48 検体	
	セレン及びその化合物	48 検体	
	ふっ素及びその化合物	48 検体	
	ほう素及びその化合物	48 検体	
	チウラム	34 検体	

※屋内での採取については、床の取壊し等の必要な作業を見込むこと。（復旧まで行う必要はない）

表2 深さごとの地点数（地表以深）

地表以外のおそれの生じた位置（深さ）	採取地点数
GL-0.4m	1
GL-0.5m	1
GL-0.6m	4
GL-0.8m	3
GL-0.9m	3
GL-1.0m	1
GL-1.2m	1
GL-1.3m	1
GL-1.5m	1
GL-1.6m	1
GL-1.7m	1
GL-1.8m	1
GL-2.8m	1
GL-2.8m、0.9m（※）	1
合計	21

※21 地点のうち1 地点は2 深度の採取であるため、地表以深の検体数は合計 22 検体となる。

(3) 位置出し測量

試料採取地点の位置出し測量を行う。既往地歴実施時に作成された測量図に試料を採取する計画地点が表記されているためその CAD データを用いる。試料採取予定地の決定に際しては、発注者の確認を得ることとし、可能な限り、次段階の追加調査や詳細調査、汚染が確認された場合の対策工事において調査地点（単位区画）が復元できるよう努めること。

(4) 土壌ガス調査（試料採取・分析）

第一種特定有害物質に係る土壌汚染状況調査は、規則第6条第2項（土壌ガス調査）の規定に基づき、環境省告示第16号に定められた採取方法で実施することとし、土壌ガスは、表層から0.8～1.0m下の地点において採取するものとする。

分析にあたっては、規則第6条第2項（土壌ガス調査）の規定に基づき、環境省告示第16号に定められた測定方法で実施することとし、採取した土壌ガスの分析は、定量下限値が0.1volppm以下（ベンゼンにあつては0.05volppm以下）である方法を用いる。なお、分析を現地で行う場合は24時間以内に実施することとし、計量証明書ではなく、クロマトグラム等による分析結果の確認とする。また、現地以外の分析室で行う場合は48時間以内に実施することとし、現地で既知の濃度の試料（標準ガス等）を用意し、運搬及び保管による濃度の減少の程度を評価する。

(5) 土壌調査（試料採取・分析）

第二種特定有害物質に係る土壌汚染状況調査は、規則第6条第3項に基づく方法で土壌溶出量調査、規則第6条第4項に基づく方法で土壌含有量調査を、それ

ぞれ実施する。また、第三種特定有害物質に係る土壤汚染状況調査は、規則第 6 条第 3 項に基づく方法で土壤溶出量調査を実施する。

土壤は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 50cm までの土壤を採取する。汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合は、表層（地表から 5cm まで）の土壤及び 5～50cm までの深さの土壤をそれぞれ採取する。なお、配管直下については試料採取が困難であるため、隣接する地点で採取する。

採取後の調査孔は、現状に合わせて、土または簡易舗装等で閉塞して敷き均す。

土壤試料の採取量は、分析時に風乾処理のうえ礫等 2 mm 以上のものは除かれることを考慮して、中小礫や異物等を除いて風乾土として 500g 程度が確保できる量とする。採取した土壤は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収めて分析機関に輸送する。

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質を対象とした土壤の分析は、規則第 6 条第 3 項（土壤溶出量調査）及び規則第 6 条第 4 項（土壤含有量調査）の規定に基づき、それぞれ環境省告示第 18 号及び環境省告示第 19 号に定める方法で実施する。

なお、一部対象区画については、測定して基準不適合であった場合における採取試料ごとの分析の可能性を考慮して、個別に試料を保管するものとする。

(6) 追加分析が発生するケース

下記の追加分析が必要な場合は、発注者と協議を行うものとする。

○土壤ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合（ボーリングによる土壤溶出量調査）

○水銀及びその化合物が測定値として検出された場合（アルキル水銀の分析）

○一部対象区画で 5 地点均等混合法による試料採取等の結果が基準不適合となった場合における追加試料採取及び分析

○ その他

(1) 本業務に係る成果品に関する権利は、発注者に帰属する。

(2) 本業務により取得した個人情報については「愛媛県個人情報保護条例」等を遵守し、適正に取り扱うこと。

(3) 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。